

常陸太田市水道事業建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準

（目的）

第1条 この基準は、常陸太田市水道事業が発注する建設工事等の円滑かつ適正な施工を確保するため、常陸太田市建設工事入札参加資格審査要項（平成16年常陸太田市告示第141号）の規定に基づく資格審査を経た業者が、事故及び贈賄、談合その他の不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置（以下「指名停止等の措置」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指名停止等の措置）

第2条 指名停止等の措置に関しては、常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2年常陸太田市告示第21号）の例によるものとし、その審査は、常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置審査会設置規程（平成18年常陸太田市訓令第6号）の規定に基づく常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置審査会に委任するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成16年12月1日から施行する。

（編入に伴う経過措置）

2 この基準の施行の日の前日までに、金砂郷町建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成4年金砂郷村訓令第11号）、水府村建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成7年水府村訓令第2号）又は里美村建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成3年里美村訓令第3号）の規定によりなされた指名停止等の措置は、この基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。